

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札(郵便方式)を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び明石市契約規則(平成 5 年規則第 10 号)第 5 条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 明石市立明石商業高等学校体育館内壁塗装修繕
- (2) 業務場所 明石市立明石商業高等学校敷地内体育館 明石市魚住町長坂寺 1250 番地
- (3) 業務概要 体育館内壁塗装修繕
- (4) 履行期間 令和 6 年 3 月 13 日(水)から令和 6 年 3 月 19 日(火)まで

2 入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当する者)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(建設工事)に建築一式工事で登録されていること。
- (2) 以下に掲げる①に該当すること。
①明石市内の本店で登録している者(市内業者)
- (3) 適正な業務責任者を配置できること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する資格制限に該当しないこと。
- (5) 明石市契約規則第 3 条の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
- (7) 明石市の指名停止期間でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (8) 公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (9) 開札日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (10) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できる者

3 入札参加申込み

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を角 2 封筒等の A4 サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けること。
 - ① 制限付一般競争入札参加申請書(指定様式)
 - ② 入札書(指定様式)
 - ③ 業務費内訳書表紙(指定様式) **※業務費内訳書本体は任意様式(応募案内 7(7)及び(8)並びに 8(3)④参照)**
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等(簡易書留も可)の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
 - ① 令和 5 年 12 月 18 日(月)午後 1 時に、市のホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。
 - ② 明石商業高等学校事務局への郵便物の必着期限は、令和 5 年 12 月 25 日(月)午後 4 時 55 分とする。以降到着のものは受理しません。また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

- ③ 郵便物提出日中に、ファックスにより明石商業高等学校事務局へ**制限付一般競争入札参加確認書(指定様式)**を送付してください。

FAX (078-918-5951)

明石商業高等学校事務局 制限付一般競争入札担当者 宛

- 4 仕様書のダウンロード
令和5年12月8日(金)から可能
- 5 現地確認(希望する場合のみ)
現地確認を希望するものは、令和5年12月13日(水)午後1時までに明石商業高等学校事務局へ電話連絡(078-918-5950)し、その後、指定された日時(令和5年12月14日(木)午後1時まで)に現場を確認してください。
- 6 仕様書等についての質問及び回答
(1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に明石商業高等学校事務局へ質問書(指定様式)をFAX(078-918-5951)により提出してください。
令和5年12月8日(金)から令和5年12月15日(金)午後16時まで
(2) 質問に対する回答
令和5年12月18日(月)午後1時からホームページにおいて公表します。
- 7 開札日時及び場所
(1) 日時 令和5年12月26日(火) 午前8時30分(予定) ※状況により前後します。
(2) 場所 明石商業高等学校A棟1階会議室
- 8 入札保証金 免除
- 9 契約保証金
契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条第1項の各号に該当する場合は免除することがある。
※契約日からの契約保証が必要となる。
- 10 消費税の取扱い
入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。(税抜で記載)
契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。
なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。
- 11 入札金額の取扱い
入札金額は総額(税抜き)を記載してください。
- 12 支払条件 前払金 無 部分払 無 全額完了払
- 13 予定価格(税抜)
1,100,000円
※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、無効とします。
- 14 変動型最低制限価格の設定
無
- 15 契約条項等を示す場所
明石市契約規則、明石市業務契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ(入札コーナー)において閲覧することができる。

1 6 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の日時までには到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

1 7 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札。
- (3) 入札に関する条件に違反した入札。

1 8 入札結果及び契約について

- (1) 入札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (3) 入札結果は、令和5年12月27日(水)から市のホームページにて掲載する予定です。

1 9 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) **提出書類等に不備がある場合には無効となるので、この業務に入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認したうえで申し込むこと。**
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) この入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。
- (8) その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。